

著作権利用のマナーを身につける —CRIC 著作権情報センターの Web 教材に学ぶ—

1 はじめに

(1) 児童の実態

本校は、平成 21 年度に「第 13 回視聴覚教育総合全国大会・第 60 回放送教育研究会全国大会」愛知大会の授業公開および研究発表の会場となり、以来、地域の教育における ICT 活用の推進校として実践を進めている。また同年より政府が「スクール・ニューディール」構想を提唱し、「21 世紀の学校」にふさわしい教育環境の抜本的充実を図るということで、地上デジタルテレビや電子黒板など学校内の ICT 環境整備が進んだ中での、視聴覚・情報教育の研究推進ということ、教員の授業における活用スキルはもとより、子供たちの ICT 機器の活用スキルはそれを機会に大幅にアップした。

ところが、著作権意識となるととても低く、子供たちのスキルが上がるとともに、ネットワーク上のデータの無断転用や「コピー&ペースト」などの問題は頻繁に起きる事態となった。その都度対象者に指導はしてきたつもりではあったが、学校体制で適切な「対症療法」的な対応ができていたとは言えなかった。また、そういった指導のたびに、著作権に関わる系統的な「原因療法」的な対応、もっと「心を育てる」という観点でなんとかできないかという思いが教師集団の中で高まってきた。

そこで、問題が起こった際にピンポイントで抑えるべき身近な教材と、系統的な「心を育てる」教材を適切に利用することで、子供たちの著作権意識を高めることができるのではないかと考え、本実践に取り組んだ。

(2) 利用実態に即した著作権利用のマナーを身につけるための身近な教材の利用

著作権利用における問題が起こった場合に、そのことに関して十分な指導が行えなかった原因の一つに、本来そこで学ばせたいことの時間を割いて指導を行うことができなかつたという実情がある。子供たちの本来の学習課題への思考の盛り上がりを止めてまで、著作権利用についての学びの活動は入れづらかつたという背景があった。

短く、ピンポイントで指導できる教材が身近にあればと考えていたところ、「CRIC 著作権情報センターの Web 教材『授業と同時に進める著作権教育の学習』」であれば、学びの実情に即した指導が、「手軽に」「短い時間」で可能であるのではと考え、活用に取り組んだ。

(3) 著作権利用のマナーについて、道徳の時間を利用する

利用実態に即した「対症療法的」な指導だけでなく、学校全体で系統的に取り組むことによって著作権意識を高める必要もある。小学校学習指導要領においても著作権指導を含む情報モラル指導の必要性が求められており、その道徳の解説においては、「情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方・態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権に対する対応、危機回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている」(小学校学習指導要領解説 道徳編 P97)とあり、道徳の授業としての系統的な学びの重要性が指摘されている。そこで、本校では特に、道徳の時間を利用した「著作権利用のマナー」を身につけるための学年別授業プランを考え、全校体制での指導を進めたいと考えた。

2 実践の内容

<実践1>

特別活動「パソコン使用の正しいマナーを考えよう」～CRIC「5分のできる著作権教育」の活用

夏休みの理科自由研究の題材を考える場面で、インターネットを使用した。その時に、平気でインターネット上のHPの写真や資料をコピーし、貼り付けていた。その様子からインターネット上の著作物に対する指導の必要性を感じた。そこで、児童個々が自分のHPを作成し、制作者の気持ちを知った上で、使用者の気持ちを考えさせることにした。

① 指導の実際

最初に自分のHPを1時限で作成した。自分の写真を入れたり、インターネット上から無断で写真をコピーしてきたりしていたが、あえて何も言わなかったので、楽しそうに作成した。完成したHPを互いに見合い、意見を言い合った。以下はその時のやりとりである。

児童A このサッカー選手の写真は、どうしたんですか？
制作者 インターネットで見つけました。かっこいいでしょ。
児童B それはだめなんじゃないですか？
児童C そうなの？
児童B 著作権とかあるんじゃないの？

そこで著作権情報センターの「5分のできる著作権教育 Web 事例 12 インターネットを通じて情報を発信する」を使って、著作権について学習の場をつくった。パソコン室の大型ディスプレイに映し、全員で確認をした。その認後、それぞれのHPを見直した。

② 授業後

自分のHP上の写真や絵、文章を黙って使われることは、その立場になってみると、許せないことであることを知った。以下は、そんな児童の授業後の感想である。

「許可が必要なことを初めて知りました」

「許可をもらえば使えることを初めて知りました」

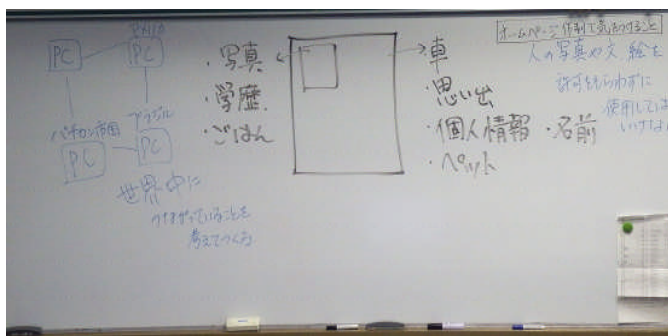


写真1 授業の板書より

<実践2>

(1) 各学年における「道徳の時間」を利用した情報モラル教材の実践

各学年において、情報モラルに関する授業を道徳の時間の授業に位置づけ、学期に1～2回実施するよう全校体制で取り組みを進めているが、その中で著作権に関する以下の題材は、街頭学年で必ず実施をすることとした。

- | | | |
|-----|----------------------------------|----------------|
| 1年生 | 「人の作品を大切にする」—友達作品に落書きをしないで— | *1 |
| 2年生 | 「ルールやマナーを守る」—コンピュータを使うときの約束を守ろう— | *1 |
| 3年生 | 「ネットワークの公共性」—みんなのネットワークをよりよくしよう— | *1 |
| | 「著作権の概念を知る」—クラスのマーク”ピーチくん”— | *2 「心のノート p25」 |
| 4年生 | 「不正ダウンロード」—なんでもダウンロードしていいのかな— | |
| | 「写真と肖像権」—1枚の写真— | |

5年生	「フリ画交換の危険」ーケータイで交換したフリ画はどこへ？ー 「著作権の利用」ーわたしの Web ページー
6年生	「動画投稿」ーどうして投稿しちゃいけないの？ー 「不適切な書き込み」ーひびけ！心のハーモニーー * 2 「心のノート p 48」

(2) 低学年「人の作品を大切にする」ー友達作品に落書きしないでー の実戦

『事例で学ぶネットモラル (広島教販)』

本教材は、善意ではあるが友達作品に手を加えたゆうたとその行為に疑問を持つ友達のたいち、作品に手を加えられて泣いているあかねの3人の話である。1年生で指導をした。

① 指導の実際

ア 初発の感想

教材に出会った子供たちの中には、「相手のことを思って書き加えをした」主人公に共感的な感想を述べるものがたくさんいた。(14人/32人)「それで絵がよくなっていいじゃん。」と発言する子供もいた。そうした思いを取り上げながら、話し合いを進め、「人の作品を大切にする」という価値に近づけたいと考えた。

イ 子供たちの変容

当事者が泣き出したこと、書き加えも落書きと同じように感じた当事者の心情を考える中で、「しんせつなきもち」でも、書き加えることはいけなかったんだ」という思いに達した。(授業の板書より)

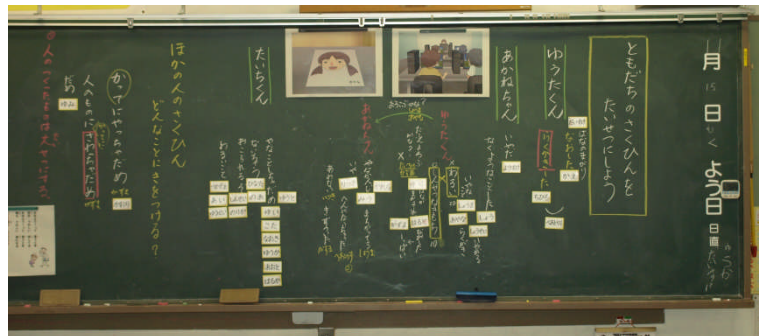


写真2 授業の板書より

② 授業後

たとえ親切心からでも、「書き加え」や「書き直し」がいけないということは、子供たちにとっては衝撃的なことであった。授業後、教室内や廊下の展示作品など、その整頓にことのほか気遣う姿が見られたことは、うれしい限りである。

(3) 中学年「著作権の概念を知る」ークラスのマーク“ピーチ君”ーの実戦

『事例で学ぶネットモラル (広島教販)』

中学年においては、著作権の概念について学ぶことを目標にしている。本校でも中学年のころから、図工の作品などで、同じような作品になっているもの、既成の作品を真似て作ったものなどが中学年では目立ち始めている。また、総合的な学習の時間でインターネットや図書利用が増えるにつけ、相手に許可無く使用したり、またそのまま丸写したりすることが増えている状況がある。情報を使用する際のルールを知り、相手の気持ちを思いやることの大切さを学ばせたいと考えた。

① 指導の実際

ア 題材の内容

「クラスのマーク“ピーチくん”」という資料を使った著作権についての学習では、クラスのマークを一人一人が考えることになり、友達のミカが考えた「ピーチくん」を彼女が欠席中に主人公のさやかが真似して提出、それがマークとして採用され、翌日にその事実を知ったミカがショックを受けてしまうという状況を描いたものである。

イ 指導の実際

「さやかは どうしてミカのキャラクターを真似してしまったのか。」「“ピーチくん”がクラスのマークに決まったとき、さやかはどんな気持ちだったか。」「ミカが事実を知り、机で泣いてしまっているのを見たさやかはどんな気持ちだったか。」など、場面ごとの主人公の気持ちを追いながら、他人の著作物を大切にするための行動について考えさせた。

主人公がどうすればよかったのかについては、「真似はだめだった。」「みかに許可を取っておくべきだった。」「オリジナルを作ればよかった。」などの意見が出た。（※上記、授業黒板参照）

ウ 著作権の概念を学ぶ

子供たちの中から「作った作品には権利があり、許可をもらわずに、勝手に使ってはいけない。」というきまりがあるという言葉が出て、「著作権」という言葉にスムーズに結びつけることができた。これからの生活の中で、自身の生活を「著作権」をキーワードに振り返ったり、考えたりすることができたことは、成果として挙げることができる。

(4) 著作権の考えを発展させて「写真と肖像権」を学ぶ —1枚の写真— の実践

『事例で学ぶネットモラル（広島教販）』

関連して、肖像権についても学ぶ機会「1枚の写真」の授業も行った。肖像権についても、「著作権」で学んだ「許可」という言葉をキーワードに、「人の嫌がることをしない」ということについて考えることができた。

（※右記、授業黒板参照）



写真3 授業の板書より



写真4 授業の板書より

(5) 高学年「動画投稿」—どうして投稿しちゃいけないの?— の実践

『事例で学ぶネットモラル（広島教販）』

高学年になると、携帯電話やパソコンが身近なものになってくる。実際にアンケートを採ってみると、携帯電話やパソコンでインターネットができる環境にある家が、全体の90%を越えていた。掲示板やブログやプロフで、他人の動画を勝手にアップすることがいじめに繋がることも多い現在だからこそ、著作権や肖像権の学習を通して、相手の気持ちを考える心の教育を推進していく必要がある。そこで、6年生に以下のような実践を行った。

ア 題材の内容

主人公の「れいな」は、友達の「ありさ」の寝顔を携帯電話の動画機能で撮影する。撮影した映像がかわいいと思ったので、無許可で動画をインターネットにアップしてしまう。数日後、偶然にもその動画を目にした友達から、ありさの耳に入る。それを聞いて怒り出すありさと困惑をしまうれいなを描いたものである。

イ 指導の実際

「勝手に動画を撮影したことはよかったのか。悪かったのか」の問いには、38人中34人が「よう」と発言し、4人が「悪い」と発言をした。「悪い」と発言をした児童は、根拠として「勝手に撮影した」「許可を得ていない」ということを挙げた。その結果「よい」と答えた児童が揺れた。次に「撮影をした動画を勝手にインターネット上にアップしたことはよかったのか。悪かったのか」の問いには、答えが割れた。「よい」と答えた児童の代表は、「許可があれば」と条件をつけた発言をし、「悪い」と答えた児童の代表は「許可を得ていない」との発言をした。

ウ 著作権の概念を学ぶ

意見は割れたものの、双方の意見では「許可」が絶対の条件となった。児童の中から「動画の撮影」「動画のアップロード」も、「撮影をされた側の許可を得ずに、勝手に使ってはいけない」というきまりがあることが出て、「肖像権」という言葉にスムーズに結びつけることができた。これから携帯を持つことが多くなる児童にとって今回の授業は、「肖像権」を意識させることができたことは、成果としてあげることができる。

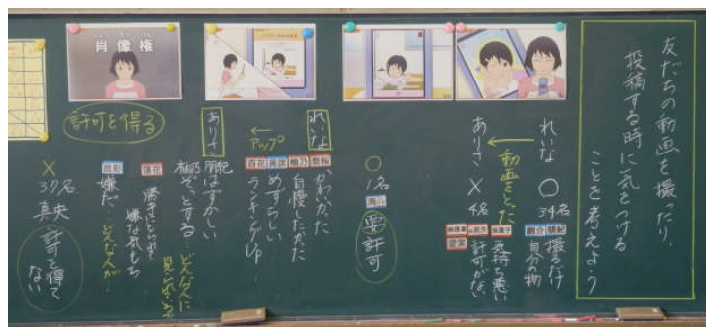


写真5 授業の板書より

3 成果と課題

(1) どの教師も取り組める

著作権教育は、情報に溢れている社会を生きていくには欠かせない。しかし学校のカリキュラムの中では時間確保が難しく、情報モラル教育でさえ推進が広がっていかないのが現状である。そんな中で、著作権教育を推進していくためのキーワードが「どの教師も取り組める」ことだと考え、実践を行った。今回使用した「CRIC 5分でできる著作権教育」は、短時間で学習できるように分かりやすくまとめている。また、「事例で学ぶネットモラル (広島教販)」は、45分間で取り組むようになっており、1時限の道徳の中で取り組みやすい。実際に多くの学年で実践したところ、授業者から「取り組みやすかった」という感想が聞かれた。どの実践も、子供に変容が見られており、効果が確認できた。大切なのは繰り返し実践を重ねることだと考える。これからも取り組み続けられる実践になったことが大きな成果であり、そうすることが子供の変容を大きくしていくことになると考える。

(2) 課題 専門家を招いての話など

学校において大切なことの一つに、子供と本物を出会わせることがある。教師がどれだけ熱弁をふるっても、子供が体験から感じたことや考えたことには勝つことはない。今回の実践においても、ホームページを実際に作成するという体験や動画を観るといった疑似体験を重要視した。それでも子供の変容はあった。しかし、もっと本物に触れさせたい。専門家を外部講師として招聘し、著作権を守るための苦労や努力を聞かせたい。そこでは教師では語れない本物の声を、子供に直接聞かせることができる。本物に触れさせることで、「著作権」というものが他人事ではなく、自分のこととしてとらえるようになるはずである。